

2019年5月14日

各位

会社名 株式会社日清製粉グループ本社  
代表者名 取締役社長 見目 信樹  
(コード番号：2002 東証第1部)  
問合せ先 総務本部広報部長 町田 英樹  
(TEL) 03-5282-6650

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月26日開催予定の第175回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

当社は、2019年4月25日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途お知らせいたしましたとおり、取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うとともに、その他所要の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年6月26日(水曜日)
定款変更の効力発生日	2019年6月26日(水曜日)

以上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="260 461 687 495">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="181 553 268 586">(定員)</p> <p data-bbox="164 600 782 678">第 18 条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p data-bbox="181 831 268 864">(選任)</p> <p data-bbox="164 878 782 956">第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="300 1014 782 1272">取締役の選任の決議をする場合には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="181 1335 268 1368">(任期)</p> <p data-bbox="164 1382 782 1563">第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p>	<p data-bbox="906 461 1334 495">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="825 553 911 586">(定員)</p> <p data-bbox="807 600 1425 768">第 18 条 当社の取締役は、<u>14</u>名以内とする。 <u>当社の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p data-bbox="825 831 911 864">(選任)</p> <p data-bbox="807 878 1425 1272">第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 取締役の選任の決議をする場合には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="825 1335 911 1368">(任期)</p> <p data-bbox="807 1382 1425 1798">第 20 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第 21 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 21 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 22 条           (条文省略)</p>	<p>第 22 条           (現行どおり)</p>
<p>第 23 条</p>	<p>第 23 条</p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第 25 条           (条文省略)</p>	<p>第 25 条           (現行どおり)</p>
<p>第 26 条</p>	<p>第 26 条</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 27 条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 27 条           (条文省略)</p>	<p>第 28 条           (現行どおり)</p>
<p>第 29 条</p>	<p>第 30 条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第 30 条</u> 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である<u>もの</u>を除く。）との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する取締役（業務執行取締役等である<u>もの</u>を除く。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第 31 条</u> 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である<u>者</u>を除く。）との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する取締役（業務執行取締役等である<u>者</u>を除く。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(監査役及び監査役会の設置)</p>	<p>(監査等委員会の設置)</p>
<p><u>第 31 条</u> 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p>	<p><u>第 32 条</u> 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p>
<p>(定員)</p>	
<p><u>第 32 条</u> <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(選任)</p>	
<p><u>第 33 条</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>監査役の選任の決議をする場合には、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。</u></p>	<p>(削る)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第 34 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 35 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(常勤の監査役及び常任監査役)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>監査役会の決議により、常任監査役を置くことがある。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 37 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議要件)</p> <p>第 38 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 39 条 <u>監査役会に関する事項は、監査役会で定める規則による。</u></p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議要件)</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会に関する事項は、監査等委員会で定める規則による。</u></p>

